

共済の概要

●中部自動車共済とは

自家用自動車保有者の交通事故損害を補償し、被害者救済の万全をはかるため、中部7県（愛知県・静岡県・岐阜県・三重県・福井県・石川県・富山県）の自家用自動車協会並びに中小企業者などの組合員により組織され、中部経済産業局認可のもとに設立した中部地区唯一の自動車共済協同組合です。

相手への賠償

他人を死傷させたり、
他人の財物に損害を与えてしまったとき



対人賠償共済

ご契約のお車を運転中等の事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、共済金をお支払いします。この共済金は自賠責保険で支払われる金額を超える部分に対して補償されます。

● 対人賠償 高額判決例

認定総損害額	性別年齢	被害者職業	被害内容
5億2,853万円	男41歳	眼科開業医	死亡
4億5,381万円	男30歳	公務員	後遺障害



対物賠償共済

ご契約のお車を運転中等の事故により、他人の財物（自動車・積荷・家屋・商品等）に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、共済金をお支払いします。



● 対物賠償 高額判決例

認定総損害額	事故状況	被害物
2億6,135万円	追突横転炎上	積荷(呉服・洋服・毛皮)
1億3,450万円	店舗への衝突	パチンコ店

オプション 臨時費用特約

被共済者に損害賠償責任がある対人賠償事故で、相手の方へのお見舞いのため金品、交通費、宿泊費などの費用として被害者ごとの被害程度に応じて共済金をお支払いします。

● お支払い共済金の額(1事故・相手の方1名あたり)

相手の方の状態	共済金のお支払限度額	お支払いする共済金
定額払共済金	実損払共済金	
死亡の場合	50万円	15万円
後遺障害※1の場合	50万円	15万円
傷害に対して医師の治療を要した場合	181日以上 91日以上 31日以上 15日以上 4日以上	30万円 20万円 10万円 5万円 1万円
		被共済者が実際に支払ったお見舞などの費用※2
		修理費60万円の場合
		時価額40万円　対物賠償共済でお支払い
		時価額60万円　20万円(60万円-40万円) 超過分　時価額超過分をこの特約でお支払い

※1 臨時費用特約における「後遺障害」とは、普通共済約款（別表1）後遺障害等級表の表1の第1級、第2級または表2の第1級から第3級のいずれかに掲げるものをいいます。

※2 お支払いを証明する資料に基づき実費を限度額までお支払いします。

マークの説明

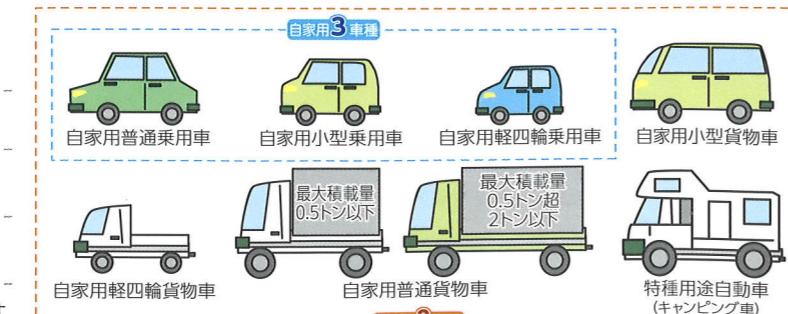
自動セット 自動でセットされます。

+オプション ご希望によりセットできます。

自家用3車種 自家用3車種に適用されます。

自家用8車種 自家用8車種に適用されます。

ノンフリート契約 ご契約台数が9台以下のお客さまを指します。



組合員になるためには

1口(1,000円)以上の出資金を要します。
加入手続きは共済契約と同時に簡単にできます。

● 共済制度の特色

手頃な掛金で安心できる補償を提供します。
当組合は組合員の相互扶助を目的とし、利益を追求しない組織です。



ご自身とご家族などの補償

事故により死傷されたとき



人身傷害共済

ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故により、死傷された場合に生じる逸失利益や治療費などについて、共済金をお支払いします。

+オプション 人身傷害車外事故特約

他の自動車に搭乗中や歩行中などの自動車事故も共済金のお支払い対象となります。

○補償します ×補償しません

ご契約タイプ	ご契約のお車に搭乗されている方		ご契約者ご自身およびご家族の方※1	
	ご契約のお車に搭乗中の事故	他の自動車※2に搭乗中の事故	歩行中や自転車乗車中に自動車にはねられた	歩行中や自転車乗車中に自動車にはねられた
基本補償(車内のみ補償)	○	×	×	×
+車外事故特約※3 (車内・車外ともに補償)	○	○	○	○

※1 次の方々が補償の対象となります。

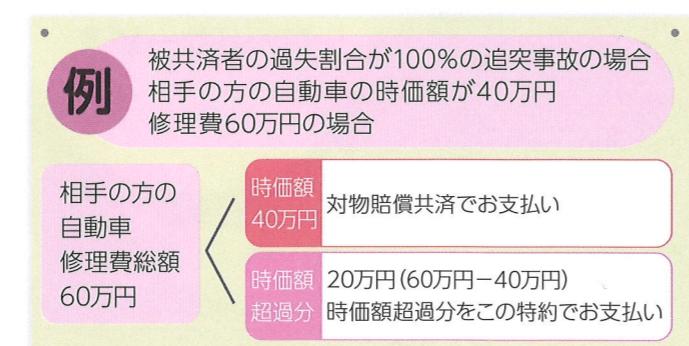
- ①記名被共済者
- ②記名被共済者の配偶者
- ③記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- ④記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま

※2 「他の自動車」には、記名被共済者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車は含まれません。

※3 同居の親族で複数の車両を所有している場合は、それらの「車外事故特約」の重複にご注意下さい。

+オプション 対物超過修理費用特約

対物賠償共済で補償される事故で相手のお車の修理費が時価額を超えて、被共済者が差額を負担した場合その差額修理費の過失割合に応じて50万円を限度に共済金をお支払いします。



対人賠償・対物賠償共通

無料示談交渉サービス

人身事故、物損事故ともに相手方への賠償金のお支払いに関する交渉は、中部自動車共済にお任せください。

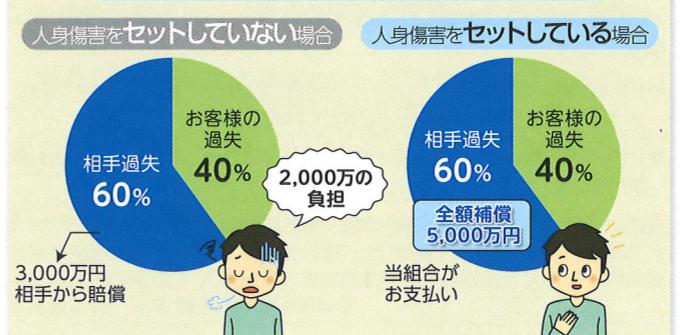
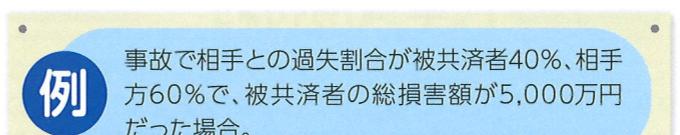
入通院定額給付金

入通院日数が5日以上となった場合は、入通院定額給付金として被共済者1名につき10万円をお支払いします。

⚠ 「人身傷害共済の入通院定額給付金対象外特約」をセットしたご契約については、対象外となります。

当組合がご契約者の過失分も含めて補償します

普通共済約款（別紙）「人身傷害条項損害額基準」に基づき、当組合がお支払いします。



搭乗者傷害共済

ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故により死傷された場合に共済金をお支払いします。

⚠ 事故の発生日から、その日を含めて180日以内を限度とします。

医療共済金 (一時金払)	入通院が5日未満 一律1万円
	入通院が5日以上 傷害の部位、症状に応じてお支払します。

死亡共済金	ご契約額をお支払します。
後遺障害共済金	傷害の程度に応じてお支払します。
重度後遺障害特別共済金	重度の後遺障害で、かつ介護が必要と認められた場合
重度後遺障害介護費用共済金	後遺障害共済金額の50%をお支払します。

+オプション 医療共済金倍額払特約

搭乗者傷害共済の医療共済金の額を2倍にしてお支払いします。

⚠ 「搭乗者傷害共済の医療共済金（日数払）特約」をセットしたご契約には、本特約はセットできません。

+オプション 医療共済金日数払特約

ご契約のお車に搭乗中の事故により傷害を被った場合に、治療が必要と認められない程度に治った日までの治療日数に応じて共済金をお支払いします。

死亡共済金:1,500万円
後遺障害共済金:程度に応じ 50万~2,000万円
介護費用共済金:200万円(所定の重度後遺障害が生じ、介護が必要と認められる場合)
医療共済金:入院日額:6,000円、通院日額:4,000円(100万円限度)

自動セット 無共済車傷害特約

無共済（無保険）自動車との事故で、ご契約のお車を運転されている方や搭乗中の方（もしくは歩行中の被共済者およびご家族の方）が死亡または、後遺障害を被ったときに共済金をお支払いします。

その他の特約

オプション弁護士費用特約

自動車事故により身体や所有財物への被害を受けた場合、法律上の損害賠償請求のために弁護士等費用や法律相談費用を負担した場合に共済金をお支払いします。

被共済者に責任がなく当組合が示談交渉できない「もらい事故」も安心です。

補償金額	弁護士等費用	300万円
	法律相談費用	10万円



弁護士等費用共済金

当組合の同意を得て支出される弁護士報酬・司法書士報酬や訴訟費用等について、対象事故1回につき、被共済者1名あたり300万円を限度に実際に負担した費用をお支払いします。

法律相談費用共游金

弁護士・司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、当組合の同意を得て支出される法律相談費用について、対象事故1回につき、被共済者1人あたり10万円を限度にお支払いします。

弁護士費用特約のみのお支払いがあった共済事故については「ノーカウント事故」の取扱いになります。

オプション原付バイク特約

ご契約者とそのご家族が125cc以下の原付バイク(借用原付含む)を運転中の事故等について、共済金をお支払いたします。



損害 傷害	●賠償責任(対人賠償共済・対物賠償共済) ●傷害(自損事故傷害特約)
----------	---------------------------------------

自動セット 心身喪失等による事故の被害者救済費用特約

ご契約のお車の運転により、人身事故または物損事故が発生した際、認知症や心身喪失状態などを理由として運転者本人に損害賠償責任がない場合に、被害者に生じた損害を、対人賠償共済・対物賠償共済の範囲内でお支払いします。

自動セット 被害者救済費用特約

ご契約のお車の欠陥・第三者による不正アクセス等により人身事故または物損事故が発生した場合で、被共済者に法律上の損害賠償責任がなかったことが確定したときに、被害者を救済するための費用をお支払いします。

共済金のお支払いができない主な場合

各補償共通

- 戦争、外国の武力行使、革命、内乱、核燃料物質などにより生じた損害
- 地震、噴火、津波により生じた損害

対人賠償共済・対物賠償共済

- ご契約者、被共済者の故意により生じた損害(対人・対物賠償共通)
- 次のいずれかの方を死亡またはケガをさせたことにより、被共済者に生じた損害(対人賠償共通)
 - 記名被共済者、被共済者のご父母、配偶者もしくはお子様
 - ご契約の車の運転者またはそのご父母、配偶者もしくはお子様
 - 次のいずれかの方の所有、使用または管理する財物を壊したことにより、被共済者に生じた損害(対物賠償共通)
 - 記名被共済者、被共済者のご父母、配偶者もしくはお子様
 - ご契約の車の運転者またはそのご父母、配偶者もしくはお子様
 - 台風・洪水・高潮による損害(対人・対物賠償共通)

自動セット 他車運転特約

自家用8車種+(二輪・原付)個人

ご契約者とそのご家族が他人の自動車を臨時に借用して運転中に生じた事故による損害・傷害に対し、ご契約のお車の条件で共済金をお支払いします。



- 賠償責任(対人賠償共済・対物賠償共済)
- 対人賠償事故時の見舞費用等(臨時費用特約)
- 傷害(人身傷害共済・自損事故傷害特約・無共済車傷害特約)

[借りた自動車の損害]

借りた自動車を壊してしまい、持ち主に対する法律上の損害賠償責任を負う場合にも共済金をお支払いします。ただし、ご契約のお車の車両共済の条件で共済金をお支払いできる事故に限ります。また、ご契約の対物賠償共済金額が限度となります。

自動セット 臨時代替自動車特約

ご契約のお車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下にあって使用できない間に、代替として記名被共済者が臨時に借りた代替自動車を使用中に生じた事故について、代替自動車をご契約のお車とみなしてご契約のお車のご契約条件に従い、共済金をお支払いします。



- 賠償責任(対人賠償共済・対物賠償共済)
- 対人賠償事故時の見舞費用等(臨時費用特約)
- 傷害(人身傷害共済・搭乗者傷害共済・自損事故傷害特約・無共済車傷害特約)

[借りた代替自動車の損害]

借りた代替自動車を壊してしまい、持ち主に対する法律上の損害賠償責任を負う場合にも共済金を支払います。ただし、ご契約のお車の車両共済の条件で共済金をお支払いできる事故に限ります。また、ご契約の対物賠償共済金額が限度となります。

法人のご契約、または個人のご契約で用途車種が自家用8車種、二輪自動車、原動機付自転車以外の場合に自動セットされます。

運転者の範囲に関する特約 各種割引・割増制度

運転者の限定・年齢条件 ノンフリート契約

●本人限定特約 8%割引

●運転者本人・配偶者限定特約 6%割引

自家用3車種 個人

運転者限定特約をセットし運転する方を限定した場合は、限定された方が契約のお車を運転中の事故に限り共済金をお支払いします。運転される方を限定することで、割引が適用されます。

1.運転者の範囲をご確認ください。

運転者限定特約	運転者の範囲			
	①本人 (記名被共済者)	②①の配偶者	③①②の同居の親族	④①②③以外の方
なし	○	○	○	○
本人・配偶者限定	○	○	×	×
本人限定	○	×	×	×
運転者年齢条件特約	適用します			適用しません*

*④の方であっても、①または②のいずれかの方の業務に従事する使用人の場合は、その方も含めて運転者年齢条件を設定してください。

2.運転者の年齢条件をお選びください。

年齢条件を適用する方のうち、同居の親族で最も若い方の年齢に応じて、次の運転者年齢条件をお選びください。

年齢問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償	30歳以上補償	35歳以上補償
---------	---------	---------	---------	---------

なお、個人契約で運転者年齢条件が「年齢問わず補償」以外をお選びの場合は、記名被共済者の年齢*(「74歳以下」「75歳以上」)により掛金が異なります。

*共済始期日(記名被共済者変更の場合は変更日)時点のご年齢

自動車に関する割引制度

●新車割引

自家用3車種
初度登録年月から共済始期年月までの経過月数が49か月以内のお車に割引が適用されます。

用途・車種	期間	等級	割引率				
			対人賠償	対物賠償	人身傷害	搭乗者障害	車両
普通乗用車	25か月以内	6S	34%	32%	41%	41%	31%
	上記以外	7%	11%	17%	17%	8%	
小型乗用車	26か月以内	6S	30%	12%	35%	35%	22%
	から49か月	上記以外	4%	4%	16%	16%	6%
軽四輪乗用車	25か月以内	6S	32%	28%	42%	42%	27%
	上記以外	5%	9%	18%	18%	2%	
26か月以内	6S	18%	14%	21%	21%	16%	
	から49か月	上記以外	2%	4%	15%	15%	2%

*事故有効期間が0年以外の場合は「上記以外」の割引率を適用します。

●エコカー割引

自家用3車種
電気自動車、ハイブリッド自動車または圧縮天然ガス自動車で初度登録年月から共済始期年月の経過月数が13か月以内のお車に割引が適用されます。

●ASV 割引

AEB(衝突被害軽減ブレーキ)が装備されているお車に適用されます。ただし、本割引は、その型式の発売年度に3を足した年の12月末日までに、契約の始期日がある場合に適用されます。

●福祉車両割引

自家用3車種
ご契約のお車が消費税の優遇される対象自動車(「運転補助装置を装備する自動車」または「車いす等昇降装置および車いす等固定装置を装備する自動車」)である場合に適用されます。ただしエコカー割引との重複適用はできません。

その他割引

●福祉施設割引

自家用3車種
社会福祉法人(社会福祉法人以外の方で、社会福祉法に基づき都道府県知事の許可または届出により社会福祉事業を経営する方を含みます。)で、自らが所有・使用する自動車について割引が適用されます。

⚠ 福祉に関する事業と他の事業を兼業している場合、福祉事業で使用される自動車に限り割引が適用されます。

●団体割引

自家用3車種
協同組合等の集団団体およびその構成員、企業等の従業員の団体のご契約が1年以内に10台以上の場合は5%、20台以上の場合は10%の割引が適用されます。

複数の車両をご契約いただく場合の割引・割増制度

お取扱	対象となるお客さま	契約方式 (フリート契約のみ)	適用される割引・割増	
			基本	ご契約台数による割引
ノンフリート契約	ご契約台数が9台以下のお客さま		●ノンフリート等級別割引・割増率 (1等級~20等級)	3台~4台をご契約の場合 3台契約割引(5%)※2
			●複数所有新規契約に適用する割引率※1 (対象:自家用8車種かつ個人契約)	5台~9台をご契約の場合 ノンフリート多数割引(5%)※2
フリート契約	ご契約台数が10台以上のお客さま	A方式 (包括方式)	●フリート割引・割増率	フリート多数割引(10%)
		B方式 (個別方式)	●ノンフリート等級別割引・割増率 ●フリート新規契約等級	

*1 増車のお車を当組合でご契約いただく場合で、すでに11等級以上の共済契約(保険契約)がある場合に適用となります。